

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、平成二十八年十二月十五日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

一 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降これまでの積極的な調査特別委員会活動を継続し、刻々と変化する被災地の状況に即応して的確な実態把握を引き続き行うとともに、時宜を得た要望・要請活動等につなげていくものとし、特に以下の二項目を重点活動等とした。

- 1 被災市町の復旧・復興状況の調査（主に市町議会及び首長等との意見交換並びに現地視察による）及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。
- 2 東日本大震災からの復興加速化対策を最重点に、子供からお年寄りまでの被災者の心のケア問題と心の復興、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題を初め、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、参考人として、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から意見を聴取し、さらに、県内の現状と課題を把握するため沿岸被災自治体五市三町の状況について調査を実施したほか、他県などの事例を参考

にするため、兵庫県こころのケアセンター、人と防災未来センター、株式会社クボタ、宮城県県外避難者支援員、和歌山県及び稲むらの火の館の取り組みなどについて調査を行い、これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。

その概要は、次のとおりである。

二 参考人意見聴取（東京電力福島復興本社副代表 新妻 常正氏ほか三人）

平成二十九年四月二十六日に、新妻氏ほか三人は、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針について、また、福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策について、次のように述べた。

初めに、原発事故に伴う損害賠償について、宮城県内の農林水産物の中にはタケノコやシイタケなど、いまだに出荷制限となっている品目があることなど風評被害が続いており、また、海外の輸入規制により、宮城県特産品のホヤへの影響も続いているため、東京電力としては、損害がある限り賠償するとうことが基本方針であり、賠償について引き続きしっかりと丁寧に取り組んでいくと述べた。

次に、福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状について、まず廃炉については、福島第一原子力発電所一号機及び二号機の格納容器の中にロボットを入れ、調査を開始した状況にある。また、使用済み燃料についてはまだ原子炉建屋内にあるため、それを取り出すための準備工事等を進めている段階であり、まだまだ先が見えない状況にあると述べた。汚染水の現状については、九つの対策（一、多核種除去設備（アルプス）等による汚染水浄化。二、トレンチ内の高濃度汚染水の除去。三、地下水バイパスによる地下水のくみ上げ。四、建屋近傍の井戸（サブドレン）でのくみ上げ。五、凍土方式の陸側遮水壁の設置。六、雨水の土壌浸透を抑える敷地舗装。七、水ガラスによる地盤改良。八、海側遮水壁

の設置。九、タンクの増設（溶接型への置きかえを含む。）に基づき引き続き作業を進めている旨の説明があり、現在陸側遮水壁の最後の一カ所の凍結準備を行っているとの説明があった。

加えて、トリチウムを含む汚染水の海洋放出については、この場において方針について明言することはできず、国の会議での議論等を踏まえ、社内で検討していくと述べた。

三 県内調査

本委員会は、平成二十九年二月六日、八日、九日及び六月五日の延べ四日間にわたり、被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町を対象とし、当該市町内の主な震災復旧・復興関連の現地視察及び当該市町からの概要説明を受け、当該市町議会議員等と意見交換を行った。その実施状況については、次のとおりである。

- ・ 二月六日 山元町、名取市、仙台市
- ・ 二月八日 気仙沼市、南三陸町、県気仙沼地方振興事務所、県気仙沼土木事務所
- ・ 二月九日 女川町、石巻市、県東部地方振興事務所、県東部土木事務所
- ・ 六月五日 東松島市、県仙台土木事務所、県東部土木事務所

これらの調査時に発言のあった主なものは次のとおりである。

復旧・復興事業の進捗に伴って防災集団移転促進事業の移転元地の利活用が課題になってきているとともに、生活環境等が変わることによる地域コミュニティの再構築や高齢者の生活支援、心のケア問題などの課題が時間の経過とともに顕在化・深刻化している。また、復興事業予算の十分な確保はもとより、その活用について、例えば、東日本大震災復興交付金の効果促進事業一括配分において、自治体における使途の自由度の一層の向上を求める意見などが多く寄せられた。

特に、沿岸部の海岸線においては、地盤沈下や津波により、山腹崩落や海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生し、県民生活に重大な影響を与えており、流出した土砂や流木による漁業への影響が顕著になりつつある。また、被災市町における職員確保については、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、依然として事業に携わる自治体職員が不足している状況にあり、復旧・復興事業の進捗に多大な影響を与えている。さらに、復旧・復興事業がピークを迎える中、復旧・復興工事に伴う大型車両の通行量増加により、道路の損壊が激しく、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、地域住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、被災市町においては、通常の道路管理予算では対応できず、道路補修費用の確保等が大きな課題となっている。その他、原発事故に起因する県産農林水産物の風評被害が依然として続いているほか、鳥獣（特にイノシシ）による農作物への被害が広がっており、広域的な連携による効果的な対応が必要との意見も出された。

以上のとおり、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町においては、発災から六年以上が経過してなお、復旧・復興に係るさまざまな課題が山積しており、また、時間の経過とともに新たな課題も露呈され、当該市町において対応を求められる窮状がうかがえた。

四 県外調査

1 兵庫県こころのケアセンター（兵庫県神戸市）

兵庫県こころのケアセンターにおいては、兵庫県こころのケアセンターの施設概要と機能等について調査し、次のような説明を受けた。

初めに、兵庫県では、平成七年の阪神・淡路大震災を契機として、被災者のトラウマや、その結果として生ずるPTSDなどへの心のケアに取り組んできており、平成十六年四月に心のケアに関する

調査研究、人材育成・研修、相談・診療、情報の収集発信・普及啓発及び連携・交流など、多様な機能を有する全国初の拠点施設として、兵庫県こころのケアセンターが開設された。

次に、心の復興に必要なことは生活の再建が何よりも重要であり、それと並んで、健康の維持、コミュニティの再建及び役割の回復が重要となっている。また、コミュニティの形成について、行政が直接関わることは難しいため、NPOとの連携が非常に大事であり、行政がNPOを支援していくことが必要であるとの発言があった。

2 人と防災未来センター（兵庫県神戸市）

人と防災未来センターにおいては、震災の記憶継承事業の現状と震災資料の収集・保存事業の概要等について調査し、次のような説明を受けた。

初めに、人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災とその後に発生した国内外の災害の経験と教訓、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援及び創造的な復興を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献することを目的に、平成十四年四月に兵庫県が設置した施設である。

次に、人と防災未来センターには六つの機能（一、展示。二、資料収集・保存。三、災害対策専門職員の育成。四、実践的な防災研究と若手防災専門家の育成。五、災害対応の現地調査・支援。六、交流・ネットワーク。）がある。また、来場者は毎年約五十万人おり、施設の開設以来大きく変わっていない。その理由として、震災を経験したボランティアを約百四十人登録しており、その方たちは当時の経験を伝えることを使命としているため、その方たちが来場者に熱く語りかけることが理由であると述べた。また、現在の課題として、資料の元の所有者がわからないため、資料を公表してよいの

か確認がとれず、資料を集めるだけではなく、管理をしつかりとしていかなければ資料が使えないことであるとの説明があった。

3 株式会社クボタ（大阪府大阪市）

株式会社クボタにおいては、CSR活動と東日本大震災被災地の再生・復興に向けた支援活動の取り組み等について調査し、次のような説明を受けた。

初めに、株式会社クボタのCSRとして、クボタeプロジェクトがあり、六つのeの視点（一、地球にやさしい。二、環境保全。三、安全で安心な食料。四、教育・農育・水育。五、安全で美しい水。六、生きる感動。）に基づき、耕作放棄地再生支援、クボタ元氣農業体験教室、海外の水環境改善、クボタeデー、打ち水大作戦、クボタ地球小屋、クボタ・アクティブ・ラボ、毎日地球未来賞、クボタサンベジファーム及び教育支援プログラム（出前授業）を行っている。

次に、東日本大震災への支援として、被災地農家の田植え支援、上下水道の処理場の復旧などのインフラ復旧、除塩作業、各種ボランティア活動、次世代の農業の担い手への支援、クボタグループにおける新規採用、鉄コーティング直まき実習、SUN!SUN!そばプロジェクト、モノづくり講座及びクボタグループにおける食材支援を行っているとの説明があった。

4 宮城県県外避難者支援員（大阪府大阪市）

宮城県県外避難者支援員及び本県震災復興推進課より、東日本大震災に係る県外避難者帰郷支援の現状等について、次のような説明を受けた。

初めに、本県の県外避難者に関する情報については、総務省の全国避難者情報システムの登録デー

タをベースとして作成しているが、この情報システムは登録及び解除する場合に、避難先の市町村の窓口を通じて本人が申請手続を行わなければならない、震災直後は積極的に登録を行っていたが、避難生活がある程度落ちついた後に、ほとんどの方がその後の手続をしていないため、最新の情報がシステムに反映されず結果的に避難者の正しい状況がつかめないものとなっており、避難者数も一向に減少しないという構造的な問題を抱えている。そのため、県では、当該システムの避難者のデータをベースとしながら県が独自に行ってきた意向確認調査の結果などを加味し、県独自の県外避難者名簿を作成・管理することにより、県外避難者の把握及び支援を行っており、県が把握している県外避難者の数は、平成二十九年三月十一日現在、二千四百十六人である。

次に、県外避難者支援に係る新たな取り組みとして、これまでに県が行った各種意向確認調査に回答が未了となっている避難者に対し、職員、県外避難者支援員及び県外避難者調査員による戸別訪問を実施し、直接意向確認を行うこと、また、転居等で居所不明となっている避難者に対しては、住民票の公用請求等により現在の居所を追跡調査した上で、戸別訪問等による意向確認を行っているとの説明があった。

5 和歌山県

和歌山県においては、命を守る県民減災運動と津波防災教育の概要等について調査し、次のような説明を受けた。

初めに、和歌山県は、県土の八％が山地であり、崖崩れなどの土砂災害が発生しやすい地形であるとともに、降水量も多く自然災害が多発しており、災害に対する準備、防災・減災に関する学習の必要性があるため、自然の持つ二面性（恩恵と災害）を理解した上で、ふるさとを愛するとともに、

いざ災害が起きた時に、自分の命を自分で守ることができず子供たちを育てるための防災教育を進めている。具体的には、幼稚園から小学校中学年ぐらまでは、とにかく自分の命を守る自助の力をつけさせること、また、小学校高学年ぐらからは、自分以外の人も助ける共助の力を身につけさせるというイメージで取り組みを進めている。

次に、和歌山県においては、平成二十七年に国連総会において、毎年十一月五日が世界津波の日として制定されたことを受け、防災意識のさらなる向上のため、世界津波の日のリーフレットを作成し、県内全ての児童生徒に配布するとともに、各学校において防災学習や避難訓練の事前・事後等で活用している。また、避難カードを県内全ての児童生徒に配布し、避難カードには自分自身の情報や家族で決めた緊急避難先、避難所を記入するなど、防災について考える機会をさまざまな場面を捉え周知しているとの説明があった。

6 稲むらの火の館（和歌山県広川町）

稲むらの火の館においては、津波防災の日（世界津波の日）由来の地の取り組みと津波防災教育の現状等について調査し、次のような説明を受けた。

稲むらの火とは、安政元年十一月五日に発生した安政南海地震による津波の際、濱口梧陵が稲むらに火をつけて住民を高台に避難させ多くの人を救った出来事をもとに、小泉八雲が物語にしたものである。また、稲むらの火の館は、平成十九年四月に開設し、濱口梧陵の偉業と精神、教訓を学び受け継ぐため、濱口梧陵記念館と津波防災教育センターからなる防災学習施設であるとの説明があった。

平成二十九年六月二十七日に、橘慶一郎復興副大臣及び宮城復興局長等関係職員を県議会に招き、意見交換会を実施した。その概要は、次のとおりである。

冒頭の挨拶で橘慶一郎復興副大臣は、住宅の再建、まちづくりは、一步一步目に見える形で進んでいくもの、なりわいの再生、心の復興といった、ステージの変化に合わせたさまざまな課題も解決していかねければならない。復興の前進に向けて、本日いただく意見をしっかりと生かしていきたいと述べ、引き続き次の五つのテーマについてそれぞれ意見交換を行った。

1 復興交付金の予算確保及び運用等について

復興交付金制度については、これまで被災地の実態に即した運用の柔軟化が図られ、また、効果促進事業における予算の一括配分の創設など、これまでも自治体の自由度の向上が図られてきたが、復興のステージに応じて生じる新たな課題の解決に向け、当該制度の有用性をさらに高めるため、制度のより柔軟な運用とともに、使途協議についてはできる限り手続を簡素化するなど、その活用の際して、自治体の自由度の一層の向上を図るよう求めた。

2 被災者の心のケア対策の充実及び被災した子供の心のケア対策の充実のための継続した財源等の確保について

本県では、東日本大震災の被災者のさまざまな心の問題を包括的に支援するために、みやぎ心のケアセンターを設置し、地域の課題に合わせて被災地域への支援体制の充実を図っているが、被災者の生活再建が本格化する中で、安定的・継続的に心のケア対策に取り組む必要がある。また、今後中長期的な子供の心のケア対策の継続と拡充も必要であるため、引き続き国の負担による中長期にわたる安定した財源の確保を求めた。

3 大震災地震津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備について

東日本大震災で生まれた各種のきずなを育み、震災の経験と教訓を後世に伝えとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする地震津波防災ミュージアム等の複合拠点施設を、最大の被災県である本県に整備すること、また、県・石巻市が整備する石巻南浜津波復興記念公園内に、国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設（仮称）」について、早期整備を図ること等を求めた。

4 復旧・復興事業に係る道路補修費用及び被災地の道路改良工事に対する支援について

東日本大震災からの復旧・復興事業がピークを迎える中、復旧・復興工事に伴う大型車両の通行量増加により損壊した道路については、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、地域住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、現在、同一路線で一回限り効果促進事業を活用した補修が可能となっているが、今後も、道路損傷の一層の拡大が想定されることから、損壊が激しい箇所については、効果促進事業における同一路線で一回に限るとする条件の緩和等を求めた。

5 原発事故への対応について

本県は、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害を依然として受けている中、県内の生産者、事業者がさまざまな要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず大変苦慮している状況を重く受け止め、県内全ての被害者が救済されるよう、東京電力への指導を強めるとともに、困難の解消に向け、確実・迅速な対策を講じるよう求めた。

六 要望（要請）活動

1 復興大臣及び本県関係国会議員に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、沿岸市町等における県内調査や県外調査、参考人意見聴取等を実施して課題の把握に努めてきたところであるが、これらを整理し、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現に関し、平成二十九年七月七日に、吉野正芳復興大臣及び本県関係国会議員に対して要望活動を実施した。要望事項については、次のとおりである。

- (1) 復旧・復興関連予算の確保
- (2) 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上
- (3) 被災自治体における職員確保に対する支援
- (4) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等における財政支援の継続
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に係る支援の継続等
- (6) 二重債務問題対策に係る支援の継続
- (7) 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源の確保等
- (8) 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保等
- (9) 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続
- (10) 大震災地震津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備
- (11) 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援
- (12) 地域医療再生臨時特例基金の弾力的運用
- (13) 事業復興型雇用確保事業の拡充
- (14) 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設
- (15) 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する継続的な支援
- (16) 復旧・復興事業に係る道路補修費用及び被災地の道路改良工事に対する支援

(17) 原発事故に伴う被害への対応等

イ 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

ロ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行

ハ 放射性物質汚染廃棄物の処理

当該要望書手交後に吉野正芳復興大臣より、自身も津波の被害を受けた一人であり、要望内容については十分理解しているつもりである。特に、これからは心のケアなどのソフト面が重要であり、引き続き復興に全力を尽くしていくとの発言があった。

2 東京電力福島復興本社に対する要請活動

本委員会は、原発事故に起因する被害に対する賠償等の状況等について、東京電力を参考人として招致して意見聴取を実施したほか、農林水産物等の被害に関して県内調査等を実施し、課題の把握に努めてきたが、これらを踏まえ、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現に関し、平成二十九年八月二十三日に、東京電力福島復興本社に対して要請活動を実施した。要請事項については、次のとおりである。

(1) 原発事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

イ 賠償金の迅速かつ十分な支払について

ロ 請求手続の一層の簡素化について

ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施について

ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

(2) 原発事故の早期完全収束の実現

イ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について

ロ トリチウム汚染水の海洋流出の絶対阻止について

ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

当該要請の内容について、引き続き意見交換を行い、その概要は次のとおりである。

冒頭で大倉誠代表から、原発事故により今なお福島県初め宮城県の皆様に、大変御迷惑・御心配を
かけ続けていることに、改めておわびがあり、要請書の内容については真摯に対応することが述べら
れた。

初めに、トリチウムを含む汚染水の海洋放出については、一部報道された海洋放出するという方針
を会社として決めた事実はなく、引き続き関係者との相談を丁寧に行いながら事態を打開していく方
針である。

次に、損害賠償問題については、最後の一人まで、また、原発事故との因果関係がある限り賠償す
るという方針で、引き続き丁寧な対応に努めるとの発言があった。

なお、要請活動終了後に、榎葉遠隔技術開発センターにおいて、福島第一原子力発電所の廃炉へ向
けた取り組みについて現地視察を実施した。

七 総括

本委員会は、県内外における調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における震災からの復旧・復
興に係るさまざまな課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべ
く、国や関係機関との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

発災から六年半以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業が山場を迎え、徐々にではあるが、目指す復興の形が具現化してきているほか、災害復興公営住宅の整備などについても進捗が見られ、今後被災者の生活再建がなお一層加速するものと期待される。また、県内の産業についても、グループ補助金を初めとする各種支援施策が継続的に実施され、復興に向けた着実な歩みが進められているところである。

一方で、被災地においては依然として自治体における職員の不足、資材の高騰や労働者の不足等の要因から公共工事の施工の確保が懸念される状況が見受けられるとともに、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化するさまざまな課題を抱えており、震災からの復旧・復興の進捗を阻害する要因となっている。また、防災集団移転促進事業の移転元地における有効的な土地活用など、復旧・復興に係る各種支援施策については、これまで被災市町の求めに応じ、国において柔軟な制度運用が図られてきたところであるが、被災市町においては、依然として事業実施に際しての各種要件の緩和や支援の拡充などを求める声も多く聞かれ、復旧・復興の加速化に向け、実態に即したさらなる運用の柔軟化が求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、発災から六年半以上が経過した今もなお、廃炉に向けた道筋がいまだ見えない状況にあるとともに、農林水産物を中心に特産のホヤを初めとする本県産品に対する放射能汚染への不安が払拭されず、国内外において、いまだ風評等の被害が続いている。また、トリチウムを含む汚染水等の海洋放出の報道がなされるなど、今なお東京電力に対する不信は解消されていない。

こうした被害の払拭と再発防止に向けては、食品と放射能に関する正しい知識の涵養により、本県の

みならず全国の消費者等において、安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより国等による全国を対象とした継続的な取り組みが求められている。

本年は、宮城県震災復興計画において四年間と定めた再生期の最終年度に当たり、今後、復興まちづくり、被災者の生活や住宅の再建に係る支援、産業の再生に向けた支援などに関し、事業の一層の進捗、充実が求められる。

その他、大震災地震津波防災ミュージアムの整備など震災記憶の風化防止及び継承事業や、津波防災教育への対応などについて、県議会としても十分に議論を尽くすとともに、引き続き十分な対策を講じていくことが強く求められている。

このような現況のもと、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への険しい道のりは今後も続くことから、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に国等への働きかけを行うこととし、要望活動等に重点的に取り組む必要がある。このため、次期特別委員会においても、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動のあり方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の早期の復興に資するべく全力を傾注するものとする。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県議会議長 中島源陽殿

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 畠山和純